

志津南学区交通防犯委員会規則

平成31年4月1日

志津南学区交通防犯委員会

志津南学区交通防犯委員会規則

(名称)

第1条 この会の名称は、志津南学区交通防犯委員会(以下「委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 委員会は、志津南学区まちづくり協議会が所掌する地区内において、地域住民が安心して生活することができ、安全で快適に暮らせるまちづくりを推進するため、身近なところからできる交通安全および防犯活動を通して啓発を行い、地域住民の交通安全、防犯に対する意識の高揚を図り、より良き社会環境の構築に向けて取り組みを行うことを目的とする。

(活動)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 道路標示点検に関すること。
- (2) 看板の設置、撤去に関すること。
- (3) カーブミラーの点検、清掃に関すること。
- (4) 夏まつり開催による駐輪場の設営と誘導に関すること。
- (5) 自転車安全安心利用教室の開催に関すること。
- (6) 迷惑駐車対策に関すること。
- (7) 防犯対策の啓発に関すること。
- (8) 防犯カメラおよび防犯灯に関すること。
- (9) その他委員会の目的を達成するために必要な活動に関すること。

(構成)

第4条 委員会は、町内会から選出された交通防犯委員で構成する。なお、活動の安定した運営および活力を高めるため、必要に応じて経験者などの協力員を置くことができる。また、委員会には委員長を置き、交通防犯委員の互選とする。

(会計年度)

第5条 委員会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(経費)

第6条 委員会の経費は、まちづくり協議会の活動費をもってこれに充てる。

(規則の改廃)

第7条 この規則改廃は、委員会の議決をもって行うことができる。

付則

この付則は、平成25年6月8日から施行する。

付則

この付則は、平成26年4月1日から施行する。

付則

この付則は、平成31年4月1日から施行する。